

公 募 公 告

下記のとおり公募に付する。

令和 7 年 1 1 月 1 4 日

国有財産部局長

徳島地方検察庁検事正 北 藺 信 孝

(公 印 省 略)

記

1 公募に付する事項

(1) 件 名

徳島地方検察庁における謄写を目的とした乾式複写機の設置・維持管理業務

(2) 設置場所

徳島市徳島町 2 丁目 1 7 番地 徳島法務総合庁舎 6 階の所定の場所

(3) 使用許可期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 1 3 年 1 月 3 1 日

(4) 募集者数

1 業者（法人又は個人）

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(2) 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第 7 0 条における特別の理由がある場合に該当する。

(3) 健全な経営状態と認められる者であり、適正な業務の履行が確保されている者であること。

(4) 国税及び地方税を完納していること。

(5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (10) 暴力団又は暴力団員及び上記(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと
- (11) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (12) 下記3の募集要項の交付を受け、期間内に企画提案書等を提出していること。

3 募集要項及び仕様書の交付

公募への参加を希望する者は、次のとおり、募集要領及び仕様書の交付を受けること。

(1) 交付期間

令和7年11月14日（金）から同年11月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時

(2) 交付場所

徳島地方検察庁会計課国有財産係（担当 高橋）

住所 徳島市徳島町2丁目17番地 電話 088-652-5191

(3) 交付方法

交付場所において交付する（郵送又はファックスによる交付不可）。

4 企画提案書等の提出方法

(1) 提出期限

令和7年12月12日（金）まで（休日を除く）の午前9時から午後5時

(2) 提出場所

上記募集要領等の交付場所と同じ

(3) 提出方法

提出場所に持参する方法による。ただし、やむを得ない場合には書留郵送による提出を受け付けるが、上記期限までに必着とし、郵送料は提出者の負担とする。